

建築基準法の同意について（岡山市建築審査会包括同意基準）

平成16年1月30日開催建築審査会決定

平成30年10月4日改正

令和元年10月1日改正

令和4年4月1日改正

令和6年6月20日改正

建築審査会は、下記の基準に該当する定型的なものについて建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の規定による同意を求められた場合においては、建築審査会の幹事の確認をもって、建築審査会の同意とするものとする。

なお、建築審査会の幹事は、その内容について次回開催の建築審査会に報告しなければならない。

記

基準

1 法第43条第2項第2号の規定に基づく許可を必要とするもので、「岡山市建築基準法第43条第2項第2号許可基準」の以下の範囲のもの。

- (1) [判断基準2号]（4m以上の農道その他公共の用に供する道に接道）
- (2) [判断基準3号の(1)]（官地等を介して道路に接道）
- (3) [判断基準3号の(2)の1]（既存住宅の建替又は増築等で通路等に接道）
- (4) [判断基準3号の(2)の2]（既存建築物の建替又は増築等で通路等に接道）
のうち、延べ面積200㎡以下、かつ、階数2以下の倉庫業を営まない倉庫

2 法第56条の2第1項ただし書きの規定に基づく許可を必要とするもので、次の各号のいずれかに掲げる建築物の敷地内において、増築等を行う場合、不適格日影が現況より増加しないもの。

- (1) 法第3条第2項の規定により、法第56条の2第1項の規定の適用を受けない建

建築物の敷地

- (2) 法第56条の2第1項ただし書の規定に基づき許可を受けた建築物の敷地
- (3) 前2号に掲げる建築物の敷地を拡大又は縮小する等、形状の変更を行った敷地

(付則)

- 1 この「建築基準法の同意について」は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成2年11月9日付け「岡山市建築審査会の同意取扱いについて」及び平成11年5月18日付け「岡山市建築審査会の同意取扱いについて」は、廃止する。

(付則)

- 1 改正後の「建築基準法の同意について」は、平成30年10月4日から施行する。

(付則)

- 1 改正後の「建築基準法の同意について」（岡山市建築審査会包括同意基準）は、令和元年10月1日から施行する。

(付則)

- 1 改正後の「建築基準法の同意について」（岡山市建築審査会包括同意基準）は、令和4年4月1日から施行する。

(付則)

- 1 改正後の「建築基準法の同意について」（岡山市建築審査会包括同意基準）は、令和6年6月20日から施行する。